

栃木県建築行政マネジメント計画  
(第四期計画)

令和7(2025)年度～令和12(2030)年度

令和8(2026)年3月

栃木県建築行政連絡協議会特定行政庁専門部会

# 栃木県建築行政マネジメント計画(第四期計画)

## I 計画の目的

P1

## II 計画の方針

P1

## III 計画の策定主体

P1

## IV 計画の実施期間

P1

## V 実施主体等一覧

P2

## VI 取り組むべき施策

P3



### 1 建築物の建築に対する取組

P3

- (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底
- (2) 中間検査・完了検査の徹底
- (3) 工事監理業務の適正化とその徹底
- (4) 建築確認申請等の電子化の推進
- (5) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底
- (6) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底
- (7) 違反建築物等対策の徹底

### 2 既存建築物に対する取組

P8

- (1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保
- (2) 建築物に係るアスベスト対策の推進
- (3) 既存建築ストックの水準向上と有効活用
- (4) 事故発生時における迅速かつ適確な対応
- (5) 自然災害発生時における迅速かつ適確な対応

### 3 効果的な施策実現に向けた取組

P11

- (1) 消費者への情報提供・普及啓発
- (2) 内部組織の執行体制
- (3) 関係機関・団体との連携による執行体制
- (4) データベースの整備・活用

## VII 計画の推進

P13

## I 計画の目的

本県では、建築時における良好な建築物の供給や既存建築物の適切な維持保全による安全性の確保を目指して、講じる施策を明確にするとともに、各施策の目標や目標達成に向けた基本的な枠組みを定めた、「栃木県建築行政マネジメント計画」を平成23年度に策定し、必要な見直しを行いながら、建築確認から検査までの建築規制の実効性の確保や違反建築物等への対策など、建築物の安全・安心の確保のための取組みを行ってきた。

この間、建築基準法、建築士法、その他関係法令においては、社会情勢の変化に対応するための制度の見直しのための法改正が行われるなど、建築行政を取り巻く環境は変化し続けている状況である。

今回の計画改定では、従来の栃木県建築行政マネジメント計画の内容を継承しつつ、新たな制度改正の内容、従前計画のフォローアップから判明した課題及び近年発生した建築物に係る事故への対応等を含めた計画とし策定する。

また、県内特定行政庁がより一層連携して各種施策に取り組むため、策定主体を栃木県建築行政連絡協議会特定行政庁専門部会（栃木県建築行政連絡協議会<sup>※</sup>内に設置している特定行政庁で構成する部会）とし、計画を策定する。

### ※栃木県建築行政連絡協議会

建築基準法の運用等に関する連絡調整を行い、建築基準行政の適正な運営を図ることを目的とし、特定行政庁及び県内に本店又は支店等を有する指定確認検査機関で構成する協議会

## II 計画の方針

建築時におけるすべての建築物の適法性を確保するため、引き続き適正かつ円滑な建築確認・検査の徹底を図るとともに、防火関係規定などの違反の疑いのある建築物については火災が発生した場合には重大な被害が危惧されるなど、その是正が急務であることから、違反建築防止・是正に向けた取組を強化する。

また、既存建築物等の適切な維持管理を促進するため、定期報告制度の適確な運用、自然災害・火災等への防災対策及び建築物や建築設備、遊戯施設の不具合や不適切な維持管理に起因する事故を防止するための安全対策を推進する。

さらに、良好な建築物の供給のため、適切な設計及び工事監理の実施について建築士や建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底するとともに、関係機関・建築関係事業者との連携、建築主・所有者をはじめすべての消費者に向けた建築に関する制度等の周知等の充実を図り、協働による施策の実現を目指す。

## III 計画の策定主体

栃木県建築行政連絡協議会特定行政庁専門部会

## IV 計画の実施期間

令和7(2025)年度から令和12(2030)年度までの6年間とする。

## V 実施主体等一覧

本計画の実現のため、栃木県建築行政連絡協議会特定行政庁専門部会が主体となり、下表の関係機関・団体と取り組むべき施策毎に、支援・連携体制の強化を図る。

「VI取り組むべき施策」において定めた各種施策を推進するため必要と想定される関係機関等を、凡例により表記する。また、金融機関などの下表に記載のない機関等に対しても協力要請を行うことで、より効果的な各種施策の実施を目指す。

機関・団体名	凡例
栃木県県土整備部建築指導課	県※
特定行政庁建築指導担当課(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原市) 栃木県県土整備部建築指導課	特庁
県・市関係部局(特定行政庁に限る)	行政
市町(特定行政庁を除く)	市町
各消防本部	消防
県警察本部(生活安全部生活安全企画課)、各警察署	警察
指定確認検査機関	指確
指定構造計算適合性判定機関	適判
建築設計団体(一般社団法人栃木県建築士会、一般社団法人栃木県建築士事務所協会、一般社団法人栃木県設備設計事務所協会)	設計
建設業関係団体(一般社団法人栃木県建設業協会、一般社団法人栃木県設備業協会)	建設
上記「設計・建設」すべての団体	建総

※県内における建築行政の取りまとめ、指定確認検査機関の指定や建築士法の執行等を行う県

## VI 取り組むべき施策

### 1 建築物の建築に対する取組

#### (1) 迅速かつ適確な建築確認審査の徹底 …①

円滑な経済活動の実施を確保しつつ、建築確認の実効性を確保するため、迅速かつ適確な建築確認審査を推進する。…②

現 状 と 課 題 …③		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ これまでの取組みにより構造計算適合性判定を要する物件について、平均審査期間の短縮が図られてきた。引き続き、現状を維持していく必要がある。</li> <li>◆ 令和4年の建築基準法改正(令和7年4月施行)により、建築確認申請・審査特例を受ける建築物の対象が見直されたことから、これら建築物に係る確認審査を迅速かつ適確に実施していく必要がある。</li> <li>◆ 新用途や新技術により、これまでに審査事例のない物件が増加傾向にあることから、栃木県建築行政連絡協議会において事例検討等を行い、効率的な審査を行うための審査基準の統一化を図っていく必要がある。</li> <li>◆ 近年、建築基準法及び関係法令の改正等により新たな基準が設けられるとともに、複雑化している状況下において、設計者・審査者ともに適確な法解釈のもとに設計・審査を行う必要がある。</li> </ul>		
施 策 …④	実施主体 …⑤	関係機関・団体 …⑥
● 建築確認審査と構造計算適合性判定審査を行う各機関等は審査に当たって、留意すべき事項等について相互に適切な情報伝達を行うことにより審査の迅速化を図る。	特庁	指確、適判
● 栃木県建築行政連絡協議会による連絡調整に加え、審査担当者の講習会を実施するなど、審査能力及び審査効率の向上を図る。	県、特庁	指確、適判
● 設計者向け講習会の実施等、設計者のスキルアップを支援する。	県、特庁	設計
● 「栃木県建築基準法関係例規事例集」や各種取扱い基準をHPに公表する。	県、特庁	

目 標 …⑦	各種取扱い基準の公表を充実させるとともに、設計者及び審査者のスキルアップを図る。
--------------	--

#### — 表の見方について —

- ① 施策の名称
- ② 取組内容
- ③ 取組内容に対する現状分析及び課題の抽出
- ④ 課題を解決するための施策
- ⑤ 施策の実施にあたり中心となる機関
- ⑥ 施策の実施にあたり支援・連携する団体
- ⑦ 達成すべき目標

## (2) 中間検査・完了検査の徹底

建築物の安全性確保と違反建築物の発生を防止するため、施工時において建築基準関係規定への適合を確保することが重要である。このため、中間検査及び完了検査の更なる徹底を図り、完了検査率<sup>※</sup>の更なる向上を目指す。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 三期計画期間における完了検査率(5年平均・県所管区域内)は、建築物全体で97.8%となっている。</li> <li>◆ 建築主・施工業者等が検査の重要性や受検の必要性を認識していないことが課題である。</li> <li>◆ 令和4年の建築基準法改正(令和7年4月施行)により、完了検査の特例を受ける建築物の対象が見直されたことから、完了検査の円滑化に向けた取組が必要である。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 確認済証交付時、建築主へ受検案内を交付し、周知を図る。	特庁	指確
● 未受検建築物に対する督促、報告徴収等を実施する。	特庁	
● 中間検査・完了検査時における工事監理者の立会いを求める。	特庁	指確、設計
● 新2号建築物に係る完了検査の実施方法等の周知を図る。	県、特庁	指確

目 標	完了検査率 95%以上を確保していく。
--------	---------------------

※完了検査率については、実検査率を採用することとする。  
(実検査率=当該年度完了検査件数/当該年度竣工予定建築物数)

## (3) 工事監理業務の適正化とその徹底

建築物の安全性の確保及び質の向上のためには、工事監理者が適正に選定され、当該工事監理者による工事監理が適確に行われることが重要である。このため、工事監理業務の適正化とその徹底のための取組を行う。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 工事監理業務の重要性が認識されず、建築主による適正な工事監理者の設定がなされないことが課題である。</li> <li>◆ 施工業者の所員等、無資格者により現場監理が行われるなど、工事監理者において、適確に業務執行がされていない事例がある。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 建築確認申請時における工事監理者の記載徹底を図る。	特庁	指確、設計
● 工事監理状況報告書を活用した適正な工事監理業務の確認を徹底する。	特庁	指確、建総

目 標	工事監理者の適正な設置を徹底するとともに、工事監理業務の適正化を促進する。
--------	---------------------------------------

#### (4) 建築確認申請等の電子化の推進

建築確認手続の一層の効率化により、台帳入力等の事務作業に要する時間を短縮することで審査のより適確な実施を図るため、建築確認申請や確認審査報告の電子化に向けた取組を行う。

現 状 と 課 題		
◆ 行政手続の電子化が進む中、建築確認申請の電子申請の受付や確認審査報告の電子化への対応ができていない状況にある。		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 建築確認の電子申請の受付体制の構築に向けて検討する。	特庁	消防
● 建築審査報告の電子化を推進する。	県、特庁	指確

目 標	建築確認申請等の電子化を推進する。
--------	-------------------

#### (5) 指定確認検査機関等に対する指導・監督の徹底

確認検査等の主要な役割を担う指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関における適確な確認審査・検査及び構造計算適合性判定を確保するため、指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関に対する指導・監督を徹底する。

現 状 と 課 題		
◆ 確認審査等について、指定確認検査機関が取扱う割合は年々増加していることから、適正な執行に対する指導・監督が重要である。		
◆ 構造計算適合性判定が建築確認手続きから独立した行政処分となったため、消費者保護の観点等から、指定構造計算適合性判定機関の適正な執行に対する指導・監督が重要である。		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の指導・監督や処分の徹底を図る。	県	
● 知事指定の指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関への立入検査の実施、及び必要に応じ県内に支店のある国指定の指定確認検査機関への立入検査を実施する。	県	特庁
● 指定確認検査機関及び指定構造計算適合性判定機関の不適当な行為等を把握した場合、指定権者等への情報提供を実施する。	特庁	
● 指定確認検査機関・指定構造計算適合性判定機関の処分履歴等を公表する。	県	

目 標	指定確認検査機関等への立入検査を実施し、業務の適確性の確保及び相互理解の向上を図る。
--------	--

**(6) 建築士・建築士事務所に対する指導・監督の徹底**

適切な設計・工事監理等の実施のため、建築士及び建築士事務所に対する適確な指導・監督を徹底する。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築士事務所への立入検査の結果、帳簿の備え付け及び図書の保存の不備、閲覧に供する書類の未整備、重要事項の説明の未実施などが散見される。</li> <li>◆ 建築士法の理解が不十分、または法令遵守精神の欠如した建築士事務所開設者・管理建築士等が存在し、定期講習の未受講者も存在する。</li> <li>◆ 消費者への情報開示資料である「設計等の業務に関する報告書」の提出状況は、報告率 99%前後で推移しており、大多数の建築士事務所から報告書の提出がされている。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 建築士事務所への立入検査を実施する。	県	特庁
● 建築士及び建築士事務所の迅速かつ適正な処分を実施する。	県	特庁
● 建築士の定期講習の受講等の周知徹底を図る。	県	特庁、設計
● 契約当事者間の対等な立場での書面による契約締結の周知徹底を図る。	県	特庁、設計
● 建築士事務所の業務報告書の提出、所属建築士の登録・変更の届出義務の徹底を図る。	県	特庁、設計
● 建築士又は建築士事務所に関して、建築基準法等の違反事実を確認し、建築士法上の違反の可能性がある場合には、登録権者（国土交通大臣又は都道府県知事）への情報提供を行う。	特庁	

目 標	建築士事務所の業務の適正化を図り、消費者保護を推進する。
--------	------------------------------

**(7) 違反建築物等対策の徹底**

近年においても、防火関係規定等の違反のある建築物が引き続き確認されており、これらの建築物において火災等が発生した場合には重大な被害が危惧されている。また、広域にわたる多数の建築物における施工不備等による違法行為等の情報に迅速かつ適確に対応することが求められている。

こうした状況を踏まえ、関係機関と連携し、違反建築物の実態把握、違反是正を計画的かつ強力に推進する。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築物の完成後に改修等を行い違反状態となっている既存建築物が存在するが、把握が困難である。</li> <li>◆ 商業施設・福祉施設等、様々な業態による新サービスが多数存在し、関連する建築物の実態把握や違反の有無の確認が困難になっている。</li> <li>◆ 関係・関連法令違反も含め長期間違反状態となっている建築物が存在しており、早期是正が必要である。</li> <li>◆ 建築職員による現場パトロールのみでは、違反建築物の早期発見は難しい。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 消防、警察、福祉等の関係機関等との情報共有や合同立入り調査の実施等の連携体制を強化する。	県、特庁	行政、消防、警察
● 無確認建築物等違反建築物の早期発見のため、建築確認情報について関係機関等に情報提供をする。	特庁	行政
● 違反建築物に係る是正指導及び違反建築物に関与した建築士・施工者等への調査を実施し、違反建築物の是正を促進する。	県、特庁	
● 違反建築物是正指導計画を策定し、計画的な是正指導を行う。	特庁	
● 長期間、違反是正がなされない建築物の所有者等に対し、継続的に是正指導を行い、早期是正を図る。	特庁	
● 重大・悪質な違反に対し、関係者への厳正な処分等を実施する。	県、特庁	行政、消防、警察

目 標	適切な違反建築物対策による是正向上を図る。
--------	-----------------------

## 2 既存建築物に対する取組

### (1) 定期報告制度の適確な運用による維持管理を通じた安全性の確保

定期報告制度を有効活用することによって、建築物・建築設備の損傷、腐食その他の劣化等の状況を適確に把握し、その結果を違反建築物対策や既存建築物の安全対策に役立てることにより、質の高い建築物のストック形成を目指す。また、建築基準法改正により新たに報告対象とされる建築物及び防火設備等の検査の周知を図るとともに、近年全国的に事故が発生している昇降機や遊戯施設についても安全性の確保を促進する。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 三期計画期間における定期報告率は、特殊建築物で76%、昇降機で94%となっている。</li> <li>◆ 定期報告制度への理解度が低く、引き続き、重要性や制度の周知に取組む必要がある。</li> <li>◆ 検査の結果、是正箇所が判明しても定期報告制度が有効に活用されず、是正未了の建築物が存在する。</li> <li>◆ 指定確認検査機関が処理した特殊建築物等の詳細把握ができず、定期報告対象建築物の台帳管理が困難である。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 定期報告制度の周知徹底を図る。	県、特庁	指確、建総
● 定期報告率の低い特殊建築物に関連する団体等に対し、定期報告制度の適正な維持管理について周知を図る。	県、特庁	
● 未報告建築物等の所有者等に対する督促、報告徴収の徹底及び立入検査を実施するとともに、報告内容を踏まえた改善指示書の交付等是正指導の徹底を図る。	特庁	消防
● 定期報告対象とされた防火設備の検査の徹底を図る。	特庁	
● 定期報告において既存不適格と判断された建築物等における現行基準への水準向上の必要性の周知と改修工事の促進を図る。	特庁	建総
● 指定確認検査機関が処理した定期報告対象建築物に関する補足資料等の報告依頼をする。	特庁	指確
● 定期報告の電子申請の受付体制の構築を図る。	特庁	

目 標	特殊建築物の定期報告率88%、昇降機等の定期報告率95%を目指す。
-----	-----------------------------------

## (2) 建築物に係るアスベスト対策の推進

アスベスト対策の喫緊性に鑑み、アスベストを有する建築物に係るデータベースを早期に整備するとともに、建築物所有者によるアスベスト改修を促進する。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ アスベストに対する危機意識が低い建築物所有者が存在する。</li> <li>◆ 1,000 m<sup>2</sup>未満のアスベスト含有建材を有する建築物を特定するため、建築物のデータベースを活用し、引き続き、所有者等に対し調査を実施していく必要がある。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● アスベスト対策の周知徹底及び建築物石綿含有建材調査者制度の活用について周知を図る。	特庁	
● アスベストを有する建築物に係るデータベース化を進める。	特庁	

目 標	建築物における吹付けアスベストの施工状況を把握し、飛散防止措置対策の促進を図る。
--------	--

## (3) 既存建築ストックの水準向上と有効活用

増大する既存建築ストックを社会資本として有効活用するための考え方や対応策の検討を行う。特に既存不適格建築物については、所有者等が不適格状況(箇所)を認識していない場合も多く、活用にあたって法制度や施策の周知徹底等を行う。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 空き家住宅をはじめ、利活用されず放置された建築物の増大が社会問題となっている。</li> <li>◆ 建築基準法による完了検査が未実施であるなど、建築基準法への適合状況が不明な建築物が存在する。</li> <li>◆ 老朽化や耐震性不足等により、現状では危険性のあるものや利活用が困難な既存建築物が存在する。</li> <li>◆ 令和4年の建築基準法改正(令和7年4月施行)により、新2号建築物における大規模の修繕・大規模の模様替が建築確認の対象となったことから、既存建築物の安全確保に向けて制度周知が必要となる。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 既存不適格建築物に関する法制度や施策の周知徹底を図る。	県、特庁	
● 特に危険な既存不適格建築物に対する改修指導を実施する。	特庁	
● 既存建築物の現況調査ガイドラインの周知及び調査結果の活用を図る。	県、特庁	指確
● 新2号建築物の大規模の修繕・大規模の模様替に係る建築確認制度の周知を図る。	県、特庁	

目 標	建築基準法への適合状況の確認や不適格部分の改修について指導することにより、既存建築物の安全性等の水準向上を図る。
--------	--

#### (4) 事故発生時における迅速かつ適確な対応

建築物の解体時における足場の崩壊事故、エレベーターや遊戯施設に係る重大事故等人命に係る被害が発生していることに鑑み、事故発生時における消防・警察等との連携による迅速かつ適確な事故対応を行う。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築物等に係る重大事故の発生時において、事故の再発防止に向けた早期の事故調査等が重要となる。</li> <li>◆ 他県で発生した事故を受け、県内類似施設への緊急点検を行った結果、同様な違反事項が発見されている。</li> <li>◆ 事故発生時における緊急連絡体制を整備した。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 建築行政・消防・警察の相互協力による事故調査等の円滑化を図る。	県、特庁	消防、警察
● 同様の事故を未然に防止するため、類似施設への緊急点検等、迅速かつ適確な対策を講じる。	県、特庁	行政、消防、警察

目 標	事故発生時における迅速な情報伝達と適切な対応を図るとともに、早期の事故調査の実施及び類似施設での再発防止を図る。
--------	--

#### (5) 自然災害発生時における迅速かつ適確な対応

多くの建築物に甚大な被害を与える自然災害に対し、東日本大震災のような災害が発生した場合でも、迅速かつ適確に対応できるよう、建築関係団体等の外部組織を含めた体制の維持・整備を図る。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 応急危険度判定士は1,216人(令和6年度末)であり、目標1,700人に対する達成率は約72%となっている。</li> <li>◆ 応急危険度判定資格者の県外派遣や模擬訓練の定期的な実施等、一定の成果を挙げている。</li> <li>◆ 連絡訓練及び判定模擬訓練の実施を継続的に実施している。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 応急危険度判定資格者の確保及び技術等の維持・向上を図る。	県	特庁、建総
● 訓練の実施及び判定用資機材の備蓄等事前準備を徹底する。	県、特庁	市町、建総

目 標	応急危険度判定体制の更なる充実を図る。
--------	---------------------

### 3 効果的な施策実現に向けた取組

#### (1) 消費者への情報提供・普及啓発

消費者にとって建築基準法をはじめとする各種制度を理解することは困難であり、消費者トラブルの要因の一つとなっている。このため、消費者に向けた情報提供や消費生活センターとの連携等、消費者への適切な対応を行う。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築物に係る法規制が多様化しており、様々な法制度について消費者に向けた普及啓発を図る必要が高まっている。</li> <li>◆ 建築関係の消費者相談は、契約問題や、リフォーム、欠陥住宅等建築基準法令以外の事案が多く、建築行政での対応だけでは不十分な場合がある。</li> <li>◆ 建築物に関する相談会等を建築設計団体が定期的に行っているが、建築行政との連携は不十分である。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 各種制度の周知のため、HP やリーフレットにより積極的な情報発信をする。	県、特庁	
● 住宅紛争処理支援センター、法テラス等、各種相談実施機関の周知により、的確な問合せ先の斡旋をする。	県、特庁	

目 標	消費者への適切な対応、情報提供を図る。
--------	---------------------

#### (2) 内部組織の執行体制

具体的施策を遂行するための効果的な執行業務体制の構築・強化を図る。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定確認検査機関の業務拡大により確認審査事務は減少傾向にある一方、既存建築物に対する安全性の確保及び建築基準法以外の各種法規制への対応等業務量は増え続けている。</li> <li>◆ 令和4年の建築基準法・建築物省エネ法の改正（令和7年4月施行）に伴い、新2号建築物に係る審査時間が増大したことから、審査体制を強化する必要がある。</li> <li>◆ 建築主事の世代交代が進行し、建築主事数が減少傾向にある中、将来的な建築主事の適正配置に向けて、建築主事の確保・育成に向けた取組を強化する必要がある。</li> <li>◆ 確認申請件数の減少により、多様な事案に関する審査経験の蓄積が図れないなど、技術・経験等豊富な職員の急激な減少が見込まれる中、技術力を維持していくための取組を強化する必要がある。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 確認審査業務における指定確認検査機関等との役割を明確にし、効率的かつ円滑に業務を執行する。	県、特庁	指確、適判
● 審査担当者の審査技術の向上を図るための研修等を実施する。	県、特庁	指確、適判
● 資格取得のための講習会参加を促すほか、資格取得に必要な支援を行うなど、建築主事を確保する。	県、特庁	

目 標	建築行政に必要な執行体制の構築・強化を図る。
--------	------------------------

### (3) 関係機関・団体との連携による執行体制

安全安心なまちづくりを推進するためには、特定行政庁のみの努力でできるものではなく、関係機関・団体との役割分担を明確化し、連携を図る体制を整備する。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築行政の適正な運営を目指し特定行政庁及び県内に営業所等を有する指定確認検査機関により構成された「栃木県建築行政連絡協議会」を組織し、運営している。</li> <li>◆ 各種施策を効率的かつ有効に実施するためには、既設協議会の有効活用はもちろんのこと、協議会に参加していない関係機関等を含めた更なる連携体制の強化が必要とされている。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 施策に応じた関係機関等相互の協力関係を構築する。	県、特庁	行政、消防、警察指確、適判、建総
● 各種施策の実現にあたり、本計画に記載のない機関等への協力が必要な場合においては、積極的な協力要請を行う。	県、特庁	行政、消防、警察指確、適判、建総

目 標	実効性の高い連携体制の確立を図る。
--------	-------------------

### (4) データベースの整備・活用

適切に建築行政を推進するためには、確認検査をはじめとする建築物等に係る情報を適確に把握する必要があることから、建築物等に係るデータベースの整備を進める。また、データベースの整備・活用により、適宜、実態把握とその分析を行うとともに、抽出された課題の解決に向けた施策検討を行う。

現 状 と 課 題		
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 建築確認申請情報や指定道路図など、建築物等に係るデータベースの整備を進めている。</li> <li>◆ HP 上に公開している建築行政に関わる情報(都市計画に係るもの等を含む)について、更新が適切に行われず、正確な情報が提供されていない場合がある。</li> </ul>		
施 策	実施主体	関係機関・団体
● 未公開の指定道路図のデータ化及び公開方法について検討する。	特庁	
● データベース化が必要な情報を洗い出し、データ化を検討する。	特庁	
● HP 等で公表している情報については、変更などが生じた場合に速やかに更新するとともに、定期的なチェックを行う体制を構築する。	特庁	市町

目 標	各種データベースの整備・活用を図る。
--------	--------------------

## **Ⅶ 計画の推進**

### **1 計画の推進体制**

栃木県建築行政連絡協議会特定行政庁専門部会が主体となり、本計画に盛り込まれた各種施策を着実に推進するための施策の検討及び達成状況等の進捗管理を行う。

施策のより効果的な実現に向け、各特定行政庁間における共通の課題等に関し調整・協議を行うとともに、関係機関等との積極的な連携を図ることにより、目標達成に向けた取組を実施するものとする。

### **2 計画の公表**

本計画は栃木県建築行政連絡協議会のホームページ等で広く公表し、計画の目標等を周知するとともに、関係者の理解と協力を求める。

### **3 計画の進捗管理**

#### **(1) 進行管理**

年度毎に実施計画の進捗状況等を点検評価し、次年度において重点的に実施すべき施策の検討及び具体的な施策の実現に向け関係機関等への協力要請等を行うこととする。

#### **(2) 計画の見直し**

計画期間は令和12(2030)年度までとするが、社会経済情勢の変化や国の動向を的確に捉え、本計画を必要に応じて見直ししていくこととする。